

陳情第 4 3 号		受理年月日	令和 7 年 6 月 9 日
付託委員会		建設建築委員会	
件名	上藤松 6 号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について		
要 旨 門司区上藤松二丁目は、昭和 30 年代に開発された住宅地で、最頂部は標高 80 メートルあり、急な坂道のため、道路整備は住民にとって重要な問題であった。 この住宅地の上には採石場（標高 100 メートル）があり、市はこの危険災害地域帯に小規模な宅地開発の許可を行ったが、排水路の対策はなされず、昭和 47 年の夏に、上藤松二丁目の住民は土石流災害を受けた。災害時には都市高速 4 号線の山側の二か所のガード下しか避難路がなく、迅速に避難をするには、車が通行できる道路が必要であった。法務局や県土整備事務所は、門司区役所に何度も指導をしている。 町内では、道路整備会を結成し、市道路幅の基準（道路幅 4 メートル）で道路を地権者から買い上げ、市に寄付し、昭和 62 年 3 月に上藤松 6 号線は市道に認定された。しかし、市道は整備されず、市道下の住民（市道を違法に削った）の違法状態（道路幅 3.4 メートル）のまま何十年も放置されている。このため、住民は狭あいな道路幅で住宅の相続、登記を余儀なくされている。 ついては、早急な行政の対策と、道路整備の問題の解決をお願いしたい。（北九州市の土地行政の諸問題については別紙のとおり）			

上藤松 6 号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について

1 門司区・上藤松 6 号線の狭あい道路の問題について

昭和 40 年代より、道路整備会（以下、「整備会」と略）は、上記道路を市道に認定するよう門司建設事務所に要請してきたが、長年にわたり、市街化調整区域問題や災害危険性など、地域住民が困っている問題がある。昭和 47 年夏には、上藤松二丁目の住宅地の上にある採石場跡地の宅地造成により、土石流災害を受けた。災害時に迅速な避難が可能となるよう車が通行できる道路が必要となったため、町内は整備会を結成し、市道路幅の基準（4 メートル）で道路を地権者から買い上げ、市に寄付した。その結果、昭和 62 年 3 月に上藤松 6 号線（以下、「上 6 号線」と略）は市道に認定された。

木村門司区長時代に、上 6 号線の一直線化に関する公文書を受領したものの、市は工事をしなかった。

その後、北橋市長は 1 期目の市長選挙で、「狭あい道路も公共事業」を公約に掲げた。

平成 21 年 3 月には福岡法務局の主催で、字図混乱地域の解消事業が実施され、上 6 号線の境界が明確になった。この結果、上 6 号線の下に住民による市道の不法占拠が明らかになった。

平成 25 年 3 月に市長の選挙公約に基づき、道路計画課より、上 6 号線に関する「これまでの経緯とその整理」および「今後の整備の方向性」の公文書と整備図面を受領した。その後、上 6 号線の道路整備図面（市は A 氏から石垣整備の承諾を得た）が地元提示されたが、上田課長（当時の門司区まちづくり整備課）は、町内の B 氏に整備計画の反対をさせた。このため、上 6 号線の工事計画は頓挫した。その際、地元住民に C 氏宅横の道路に消防車が入れるよう道路幅を拡幅すると約束した。

整備会は、道路計画課の原口部長と上田課長に問題解決を求めた。両氏は、寺岡宅で A 氏の道路整備への協力に対し、道路整備を必ずすると謝罪した。A 氏は市の要請に応じ、自宅を大幅に東側に移設し、市の道路整備計画に協力した。

整備会は、上田八幡東区長の在任中に約束の履行を求めたが、面会すら得られず、現在も狭あい道路のままである。約束が今も果たされずに放置されていることは、明らかに行政犯罪である。

現在、道路幅は 3.4 メートル未満で、救急車や消防車の通行ができない。井手東部整備係長は、消防車は入れると明言したが、平成 27 年 2 月に D 氏宅で火災が発生した際、消防車は上 6 号線に入ることができなかった。現在も道路計画課の喜州部長に何度も訴えているが、全く解決していない。さらに、同氏は市道内を不法に占拠した住民 E 氏に階段の設置許可を与えた。住民が市の基準に適合するよう寄付した道路幅を守らず、市が公共の福祉を阻害している。門司区まちづくり整備課の末松管理係長は、名刺交換した寺岡の名刺を目の前でゴミ箱に捨てた。

2 C氏の道路拡幅に関する問題

平成31年12月、F町内会長が高橋市議と区役所に出席し、整備会も要請を受けて同席した。C氏の土地は「地主不存在」の上地と判明した。この解決を、東部整備事務所に何度も問い合わせたが回答はなかった。これは、道路計画課が初めから上6号線の整備計画を潰す予定だったと思われる。その後、C氏の電柱移設は行われたが、地主不在問題は解決されていない。現在は令和7年であり、このまま放置するつもりなのか。文書による回答を求める。

3 G氏の外壁工事に関する隣接の藤松市民センター問題

藤松市民センターは設立当初から避難場所であり、一度も外されていない。

令和2年4月頃、門司区役所の牛島主幹（元・東部整備事務所長）は、当該センターを避難場所にすると言ってG氏に外壁工事への協力を要請し、52万円の工事を負担させた。G氏が区役所に説明を求めると、牛島主幹は、藤松自治協会が同センターを避難場所にすることに反対していると回答した。さらに、G氏には説明、連絡もなしに退職した。G氏は憤慨している。（本件について、必要であれば、関係書類を提出する）

令和4年9月になっても、当該センターは避難場所になっていない。

防災委員会（道路整備会の名称変更）は、自治協会や市当局にこの不合理を訴えた。

4 まとめ

- ・梅本副市長が秘書室長時代から町内会長と市庁舎で面会し、道路計画課の柴田課長（後に建設都市局長）から上6号線の年次整備計画書を受領したが、門司区まちづくり整備課の上田課長（後に八幡東区長）の計画反対工作により頓挫した。
- ・当初より、道路整備会は藤松自治協会のH氏に、地元から地域の困難さを陳情するよう何度もお願いした。道路問題は生活に直結するため、やむなく北橋市長の選挙公約である「狭い道路」に基づき、市長に直接面会した。その結果が上6号線の現状である。
- ・道路の不法侵入を許す道路計画課や秘書室に訴えても取り合わないことは困る。また、市長、建設局長、門司区長に内容証明書を数年前に提出したが、無回答である。
- ・我が国は法治国家である。土地の登記問題や避難場所の工事負担金問題、市街化調整区域の災害危険性問題が解決されていない喫緊の問題である。
- ・C氏の土地は地主不存在であったが、当該土地の整備計画を町内会でまとめた。また、新町・井ノ浦線の道路幅拡幅は、現在も道路計画課が着手していない。
- ・住民は高齢化し、相続登記の必要性に迫られている。市は市政だよりで、住宅が火災に遭うといけないうので火災報知機の設置を呼びかけているが、道路は狭いままである。
- ・上6号線の整備について、市議会や常任委員会で討議をお願いした。登記は何なのか。一刻も早い行政の対策（登記の犯罪）と道路整備を常任委員会で解決することをお願いする。